



厚生労働省発基安 0131 第 29 号

令和 4 年 1 月 31 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備の範囲の拡大

注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備を、化学設備及びその附属設備のほか、労働安全衛生法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備とすること。（第九条の三関係）

第二 職長等に対する安全衛生教育を行うべき業種の範囲の拡大

職長等に対して安全又は衛生のための教育を行うべき業種として、食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）並びに新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加するものとする。（第十九条関係）

第三 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第九にアクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル、アザチオプリン、アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）等の

物質を追加するものとする。 (別表第九関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行すること。ただし、第三は、令和六年四月一日から施行すること。(附則第一項関係)

二 経過措置

1 第一により追加されることとなった設備(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第九条の三第二号の設備を除く。)に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事であつて、この政令の施行の日前に当該仕事に係る請負契約が締結されたものについては、令和五年九月三十日までの間は、同条の規定は適用しないものとする。 (附則第二項関係)

2 第三により追加された化学物質について、この政令の施行の日において現に存するものについて

は、令和七年三月三十一日までの間、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は適用しないものとすること。（附則第三項関係）